

# 岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例 の一部を改正する条例原案について

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が平成22年5月に一部改正されたことに伴い、岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する。

## 1 改正の概要

### (1) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

別紙のとおり

### (2) 岡山県児島湖環境保全条例

規定の整備

## 2 パブリック・コメント実施概要

### (1) 募集方法

県ホームページへ公開するほか、県民局、地域事務所等へ備え付ける。

### (2) 募集期間

平成22年12月14日（火）～平成23年1月13日（木）

## 3 今後の主なスケジュール

平成22年12月14日 パブリック・コメントの実施（～平成23年1月13日）

16日 県環境審議会水質部会へ諮問

17日 県環境審議会大気部会へ諮問

平成23年 2月 県議会へ提案

3月 改正条例公布

4月（予定） 改正条例施行

# 「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正（原案）の概要

## 改正の背景

国は、平成22年5月に大気汚染防止法（大防法）及び水質汚濁防止法（水濁法）を改正し規制を強化

- ・事業者による記録改ざん等に対する罰則を創設するとともに、継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に自治体が改善命令を広く発動できることなどの改正を行った。（政令で定める日から施行）

## 改正の概要

### 1 「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正

#### （1）事業者による記録改ざん等への罰則の創設

排出状況の測定結果の未記録・虚偽記録・記録未保存に対し罰則を創設する。

〈現行〉

排出基準違反への罰則があるが、未記録・虚偽記録・記録未保存に対する罰則はない。

#### （2）ばい煙等に係る排出基準超過に対する対策の強化

継続してばい煙・有害ガスに係る排出基準超過のおそれがある場合に、知事が改善命令を広く発動できるように改正する。

〈現行〉

排出基準超過のおそれがあっても、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定されている。

#### （3）汚水流出事故時の措置の範囲の拡大

汚水等を排出する特定工場の設置者が事故時に措置を講ずべき水の排出として、有害物質を含む水のほかに、その汚染状態が排水基準に適合しないおそれがある水を追加する。

〈現行〉

事故時に措置を講ずべき水の排出は、有害物質を含む水に限定されている。

#### （4）罰金の引き上げ

大防法・水濁法の20万円以下の罰金が30万円以下に引き上げられたことに準じて、県条例の大気・水質に係る罰金について10万円以下を20万円以下に、3万円以下を5万円以下に引き上げる。

#### （5）その他

大防法・水濁法の改正に伴う字句の修正等規定の整備を行う。

### 2 施行期日

規則で定める日（大防法・水濁法の改正の施行の日）から施行する。

岡山県児島湖環境保全条例新旧対照表（第二条関係）

		新
	（定義）	
第二条 1 略		
2 この条例において「生活雑排水」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水のうちし尿を除くものをいう。 （ディスポーザーの販売規制等）	2 この条例において「生活雑排水」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する生活排水のうちし尿を除くものをいう。 （ディスポーザーの販売規制等）	
第三条 1～4 略	第三条 1 略	
5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見述べる機会を与えなければならない。	5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見述べる機会を与えなければならない。	
		旧
	（定義）	
第二条 1 略		
2 この条例において「生活雑排水」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する生活排水のうちし尿を除くものをいう。 （ディスポーザーの販売規制等）	2 この条例において「生活雑排水」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する生活排水のうちし尿を除くものをいう。 （ディスポーザーの販売規制等）	
第三条 略	第三条 略	

一・二略

一・二略

三 第一百七条、第三十六条又は第六十一条第一項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

四 略

五 第一百十三条の規定（第二章第一節第一款から第三款まで及び第二節並びに第三章の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第一百十六条第一項の規定（第二章第一節第一款から第三款まで及び第二節並びに第三章の規定に係るものに限る。）による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第一百十三条の規定（第二章第四節の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第一百十六条第一項の規定（第二章第四節の規定に係るものに限る。）による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百十一一条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反した者

三 第四十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二百十三条の規定（第二章第一節第四款の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二百十六条第一項の規定（第二章第一節第四款及び第三節の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七十八条第一項の規定に違反した者

三百 第一百十三条第一項の規定（第二章第三節の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第一百十六条第一項の規定（第二章第三節の規定に係るものに限る。）による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五百二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百二十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二略

一・二略

三 第一百十三条の規定（第二章第一節第一款から第三款まで、第二節及び第四節並びに第三章の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第一百十六条第一項の規定（第二章第一節第一款から第三款まで、第二節及び第四節並びに第三章の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第一百十六条第一項の規定（第二章第一節第四款及び第三節の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二百十一一条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第七十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二百十一一条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第七十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反した者

三 第一百十三条の規定（第二章第一節第四款及び第三節の規定に係るものに限る。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第一百十六条第一項の規定（第二章第一節第四款及び第三節の規定に係るものに限る。）による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五百二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

に意見を述べる機会を与えるなければならない。

(排出水の汚染状態の測定等)

第六十一条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

(事故時の措置)

第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第五十三条第一項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定工場から公共水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定工場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない。

2 4 略

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第六十九条 1～3 略

4 第十条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による命令を受けた者について準用する。

(事故時の措置)

第七十条 有害物質を取り扱っている事業所を設置している者は、当該事業所において施設又は容器の破損その他の事故が発生し、有害物質等が当該事業所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質等の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない。ただし、第六十二条第一項又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の二第一項若しくは第二項に規定する事故による場合は、この限りでない。

2 4 略

(生活排水対策)

第一百八条 県は、生活排水（水質汚濁防止法第二条第九項に規定する生活排水をいいう。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図る上で必要な対策（次項及び次条第一項において「生活排水対策」という。）に係る総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 略

第一百二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第六十一条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

2 略

(事故時の措置)

第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の三に規定する油をいう。以下この項において同じ。）を含む水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない。

2 4 略

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第六十九条 略

4

(事故時の措置)

第七十条 有害物質を取り扱っている事業所を設置している者は、当該事業所において施設又は容器の破損その他の事故が発生し、有害物質等が当該事業所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質等の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない。ただし、第六十二条第一項又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の二第一項に規定する事故による場合は、この限りでない。

2 4 略

(生活排水対策)

第一百八条 県は、生活排水（水質汚濁防止法第二条第八項に規定する生活排水をいいう。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図る上で必要な対策（次項及び次条第一項において「生活排水対策」という。）に係る総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 略

第一百二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
(改善命令等)	(改善命令等)
<p>第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善その他必要な措置を探るべきことを命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善その他必要な措置を探るべきことを命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>
2・3 略	2・3 略
(ばい煙量又はばい煙濃度の測定)	(ばい煙量又はばい煙濃度の測定)
<p>第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>	<p>第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>
(改善命令等)	(改善命令等)
<p>第三十五条 知事は、有害ガス排出者が、その有害ガスの量又は濃度が排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害ガス発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの処理の方法の改善その他必要な措置を探るべきことを命じ、又は当該有害ガス発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>第三十五条 知事は、有害ガス排出者が、その有害ガスの量又は濃度が排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害ガス発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの処理の方法の改善その他必要な措置を探るべきことを命じ、又は当該有害ガス発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>
2・3 略	2・3 略
(有害ガスの量又は濃度の測定)	(有害ガスの量又は濃度の測定)
<p>第三十六条 有害ガス排出者は、規則で定めるところにより、当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの量又は濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>	<p>第三十六条 有害ガス排出者は、規則で定めるところにより、当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの量又は濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>
(指定事業者の氏名等の公表)	(指定事業者の氏名等の公表)
<p>第五十条 知事は、指定事業者が第四十四条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による報告又は第四十五条第一項の規定による届出をしなかつたときは、その旨並びに当該指定事業者に係る第四十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該指定事業者</p>	<p>第五十条 知事は、指定事業者が第四十四条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による報告又は第四十五条第一項の規定による届出をしなかつたときは、その旨並びに当該指定事業者に係る第四十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表することとする。</p>